

第2回 新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会 - 議事概要 -

1. 日時：平成19年2月23日（金） 14:00～16:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者

（委員）

雨宮 孝子（明治学院大学大学院法務職研究科教授）

熊谷 一雄（日立製作所特命顧問）

佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）

田中 清（日本経済団体連合会常務理事）

田中 弥生（独立行政法人大学評価・学位授与機構助教授）

能見 善久（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

福永 正通（東京地下鉄株式会社代表取締役副社長）

水野 忠恒（一橋大学大学院法学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

駒形管理室長、鹿沼公益法人行政推進室長（以上、総務省大臣官房管理室）

野口民事局局付（以上、法務省）

（事務局）

戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官

（以上、内閣官房行政改革推進室）

4. 議事次第

- (1) 公益法人制度における具体的検討課題について
公益認定の基準関係（公益法人の財務、会計）
- (2) 自由討議

5. 議事概要

- (1) 公益法人制度における具体的検討課題について
事務局から、資料1、資料2に基づいて説明した。
- (2) 自由討議
以上の説明を受け、自由討議を行った。委員の主な発言は次のとおり。
【 公益認定の基準関係（公益目的事業比率） 】

人件費の按分について、管理部門の人件費を多めに事業費に振り分けているような例もある。一定の証拠のようなものが必要ではないか。

公益法人の事業についてある程度類型化をした上で事業毎の運用指針などを示すべき。

ボランティアについて、ぜひ入れるべき。事業がボランティアに依存していることが、経営上の不安定要素と見る見解もあるかと思うが、必ずしもそうではない（メモ参照）。

理事会の費用についても公益目的事業のための費用と見るべき場合があるのではないか。

数値基準を計算書類で見える場合、適用する会計基準によって違いが生じ得る。事業規模の数値は必ずしも計算書類と連動しなくてもよいのではないか。

時価主義を採用した場合、資産について生じた評価損が事業費に入ると、何もしていないのに事業規模が発生することになる。配慮が必要ではないか。

小規模な公益法人がその事務所用の建物を建てるために何年かかけて資金を積み立てるような場合、事業比率や遊休財産額について配慮が必要ではないか。

将来の特定の費用については、複数年ごとの事業については、実際に行っている活動は同じなのに、資金を積み立てた場合とそうでない場合に不公平が生じる。事業の計画と実績を評価して判断すべき。

事業規模は大きいが利幅の小さい収益事業についてはその利益をもって規模とすることを考えるなど、支出規模以外に法人毎の事業実態を勘案すべきではないか。

商社の会計処理について、手数料を取るような事業の場合には、手数料のみを収益とする方法と収益と費用をそれぞれ総額で表示する方法の何れも認められている。このような場合には、どちらの方法によるかによって大きく事業規模が異なることになる。

【 公益認定の基準関係（遊休財産額の保有の制限） 】

内部留保の規制は流動資産を制限するものであったが、遊休財産ということで固定資産が含まれるようになるのは問題。

公益法人は事業の維持、成長、リスク回避といった様々な意味で財産を保有している場合がある。現に事業に使用していないからといって、それを一律に使用の見込みがない、とされるのは問題ではないか。

不動産を売って株式を購入し、配当を資金源としたり、更にこれを売って別の資産としたりすることがあり得る。このような形態についても配慮すべき。

【 公益認定の基準関係（公益事業財産、認定取消時の財産の贈与） 】

収益事業等の利益を公益目的事業財産とする割合は法人の判断に任せるべきではないか。

(事務局注)

公益目的事業比率の算定については、それぞれの費用の額を基礎として内閣府令で定めるところにより算定される旨が法定されている(認定法第15条)。

収益事業等の収益(利益)のうち、内閣府令で定める割合を乗じた額が公益目的事業財産とされる旨が法定されている(認定法第18条第4号)。

第3回の開催予定は次のとおりとされ、閉会した。

第3回 3月5日(月)10:00~12:00

以上